

- 本補助金については、令和7年4月30日（水）まで交付申請の受付を行います。
- 原則、補助金交付決定を受けた後に事業着手（発注・契約）してください。
- 当該期日までであった申請において、補助要件を満たす補助金申請総額が、予算額（600万円）を上回った場合においては、補助割合等を一律に調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。  
当該場合において、事業実施を辞退される場合は、商工会に申し出ください。
- なお、募集締切後に予算額に余裕がある場合は、その後随時交付申請の受付を行います。
- 本補助金は、令和7年10月20日（月）まで事業完了（補助設備の導入及び代金支払）し、かつ、実績報告書を提出いただく必要があります。

### （対象外となる業種）

問1 本事業の対象外となる業種は何ですか。

次の①～③に該当する事業者は対象外となります。

- ① 日本標準産業分類における以下の業種に属する事業を主たる事業として営む事業者
  - ・大分類A（農業、林業）
  - ・大分類B（漁業）
  - ・大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち
    - ・中分類（電気業）
    - ※太陽光発電所などが該当します。
  - ・大分類J（金融業、保険業）のうち
    - ・中分類（銀行業）
    - ・中分類（協同組織金融業）
    - ・中分類（貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）
    - ・中分類（金融商品取引業、商品先物取引業）
    - ・中分類（補助的金融業等）
  - ・大分類Q（複合サービス業）のうち
    - ・中分類（郵便局）
  - ・大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち
    - ・小分類（政治団体）
    - ・中分類（宗教）
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う事業者

**(医療法人や社会福祉法人等について)**

問2 医療法人や社会福祉法人、社団法人、財団法人は対象となりますか。

対象となります。

ただし、健康福祉課が実施する令和6年度介護施設等物価高騰対策支援事業など、令和6年度において、町の同種目的の支援を受けた（又は受ける予定の）の事業者は対象外となります。

**(農林漁業を営む個人事業主について)**

問3 農林漁業を営む個人事業主は対象となりますか。

農林漁業を主たる事業としている個人事業主については、本給付金の対象外となります。具体的には、農業を営む個人事業主については、令和6年における所得税等の確定申告書B(※)の「収入金額等」のなかの「事業」のなかの、「営業等」欄と「農業」欄の収入金額を比較して、「農業」のほうが多い金額となっている場合は対象外となります。

※所得税等の確定申告と対象となっていない個人事業主については、市町村民税・県民税の申告書。

※市町村民税・県民税の申告書にも同様の項目があります。

**(町外に本社がある事業者について)**

問4 本社は町外にあります、工場や店舗等が町内にある場合、対象となりますか。

町内事業所に設置するもののみ対象となります（本設問の場合、町外にある本社に設置する設備は対象外）。

また、従業員数は、町内事業所に所属している人数により判定します。

**(町外在住で、町内に事業所がある個人事業主について)**

問5 町外在住ですが、町内で飲食店を経営している場合、対象となりますか。

対象となります。

**(町内在住で、町外にのみ事業所がある個人事業主について)**

問6 町内在住ですが、山形市で飲食店を経営している場合、対象となりますか。

対象となりません。

**(町内在住で、町外にのみ事業所がある個人事業主について)**

問7 山形市で飲食店を経営していますが、経理を白鷹町内の自宅で行っている（一部自宅で事業用品を保管している）場合、対象となりますか。

対象としません。

**(町内に複数の事業所がある事業者について)**

問8 例えば町内に2店舗の飲食店を経営している場合、それぞれ申請できますか。

1事業者あたり1回のみ申請できます。町内に複数の事業所がある場合は、合算して申請ください。

**(同一建物を事業所とする複数の事業者の取扱い)**

問9 同じ建物に複数の事業者が事務所を置いている場合、それぞれ申請することができますか。

複数の法人又は個人事業主の所在地が同じ建物で、それぞれの代表者が同一人物または配偶者あるいは親族である場合は、実質的に1つの事業者とみなし、代表する1事業者からのみ申請することができます。（なお、テナントビルのように事業者別に電気や水道等のメーターが設置され、出入口も別々など、使用区分が明確に分かれていれば、「同じ建物」とはみなしません。）

**(従業員の範囲について)**

問10 アルバイトやパートの従業員がいる場合、従業員数に含めていいですか。

従業員には次の方は含まないものとします。

- ・会社役員
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員

- ・2か月以内の短期雇用及び日雇い雇用の従業員（ただし、社会保険に加入している従業員は算定対象とする。）

このため、アルバイトやパート従業員であっても、「2か月以内の短期雇用及び日雇い雇用の従業員」に該当しない場合は、従業員数に含めて構いません。

### （確定申告書について）

問11 具体的にどのような書類を提出したらよいですか。

#### 《法人の場合》

- 法人税の確定申告書別表一の写し（1枚）

#### 《個人事業主の場合》

- 所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）

※確定申告の義務がない、その他相当の事由により確定申告書の写しが提出できない個人事業主の場合は、市町村民税・県民税の申告書の写し

#### 《社会福祉法人等の場合》

確定申告の提出義務のない次の法人については、下表の書類を提出ください。

学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

#### 《新規創業の場合》

（法定の確定申告書提出期限が一度も到来していない場合に限る。）

個人事業主：「開業届」の写し ※税務署の收受日付印のあるもの

法人：「登記事項証明書」の写し

### （従業員数の確認書類について）

問12 「従業員数を証する書類」とは具体的にどのような書類ですか。

雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、賃金台帳の写し、出勤簿の写しなど

## (対象設備)

問13 補助対象となる設備は何ですか。

事業に使用する次に掲げる設備を対象とします。

### 【対象設備】

#### ○LED照明設備、LED電球

※既設のLED照明設備の更新及びLED電球のみの更新は対象外。

LEDについては、下記対象要件の確認を要さないものとします。

#### ○エアコン

#### ○冷蔵庫

#### ○冷凍庫

#### ○電気温水器

#### ○ガス温水器

#### ○石油温水器

#### ○ボイラー

### 【対象要件】

#### 《ボイラー以外》

次の①～④のいずれかを満たすもの。

- ① 統一省エネラベルの多段階評価が**3つ星**以上のもの
- ② 省エネ基準達成率が**100%**以上のもの
- ③ ①、②による判定ができない設備については、更新前の設備と比較して**10%以上**の省エネ性能の向上が確認できるもの
- ④ ①、②、③いずれでも判断できない設備については、町が補助対象と認める設備  
(当該場合は、事前に白鷹町商工会へご相談ください。)

### 【参考】

①、②については、下記の「省エネ型製品情報サイト」からも確認できます(ボイラーを除く)。

<https://seihinjyoho.go.jp/>

#### 《ボイラー》

- ① 更新前の設備と比較して**10%以上**の省エネ性能の向上が確認できるもの
- ② 国が指定する団体が型番を公表している設備

※詳細につきましては以下のHPをご確認ください。

『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧 | 省エネルギー投資促進支援事業 | SII 一般  
社団法人 環境共創イニシアチブ

(<https://sii.or.jp/>)

- ③ ①、②いずれでも判断できない設備については、町が補助対象と認める設備  
(当該場合は、事前に白鷹町商工会へご相談ください。)

#### 統一省エネラベル (例)



**(対象要件)**

問14 多段階評価がない業務用エアコンは何を基準にするのか。

トップランナー基準（省エネ基準）により判断します。業務用エアコンについて設定された目標年度2015年度達成目標値（トップランナー基準値）をクリアしている製品が対象となります。

**(対象要件)**

問15 多段階評価がない業務用冷蔵庫は何を基準にするのか。

トップランナー基準により判断します。業務用冷蔵庫について設定された目標年度2016年度達成目標値（トップランナー基準値）をクリアしている製品が対象となります。

**(対象要件)**

問16 同一設備について、国や県から補助金の交付を受ける場合対象となりますか。

同一設備については、重複して補助対象とはしません。

別の設備について、国や県の補助金の交付を受けている場合は、対象となります。

**(対象要件)**

問17 現在空調がない作業所に高効率空調（エアコン）を導入する場合対象となりますか。

本補助事業は、従前の設備に代えて導入する場合のみ対象としているから、本設問の場合対象となりません。

**(対象要件)**

問18 リース又はレンタルする設備は補助対象となりますか。

補助対象となりません。

**(対象要件)**

問19 中古品は、補助対象となりますか。

補助対象となりません。

**(対象要件)**

問20 不動産事業を営むものが、賃貸アパートのエアコンを更新する場合対象となりますか。

補助対象となりません。

**(対象要件)**

問21 故障あるいは現在使用していない設備の更新は対象となりますか。

補助対象となりません。

**(導入場所)**

問22 本社は白鷹町内にあるが、町外の営業所で設備導入する場合対象となりますか。

設置場所が、白鷹町内の事業所である場合に対象としますので、対象となりません。

**(導入場所)**

問23 自宅兼店舗に設置する場合対象となりますか。

1階が店舗、2階が住宅である場合など、総合的にみて、客観的に事業部分と居住部分が明確に区分されていると判断できる場合に限り、対象となります。

**(補助対象経費)**

問24 補助対象経費となる経費はどこまでが範囲か。

購入、運搬、工事等設置に要する経費、更新に伴う撤去費用（更新前設備処分費用を含む）等の経費が対象となります。

なお、消費税、リサイクル料、振込手数料は補助対象外となります。

**(事業着手可能時期)**

問25 補助事業はいつから着手（発注・契約等）できますか。

交付決定日から可能となります。

交付決定日前に事前着手（購入契約等）を希望される場合は、事前着手届を提出ください。  
この場合「事前着手届」の届出の日から着手可能です。

なお、事前着手届の受理は、本補助金の採択、申請額での交付決定を保証するものではありません。

**(補助事業期間)**

問26 補助事業期間はいつからいつまでのものが対象となりますか。

補助事業対象期間は、原則交付決定日から令和7年10月20日(月)までとなります。

**(補助事業期間)**

問27 令和7年10月20日まで完了しなければならないことは何ですか。

対象設備の導入、購入先への支払い、商工会への実績報告書の提出まで完了する必要があります。

なお、実績報告書は、補助事業が完了した日の翌日から起算して14日以内または令和7年10月20日のいずれか早い日まで提出する必要があります。

**(補助金の支給スケジュールについて)**

問28 本補助金はいつ受け取れますか。

書類に不備等がなければ実績報告書提出から概ね3～4週間程度を見込んでおります。